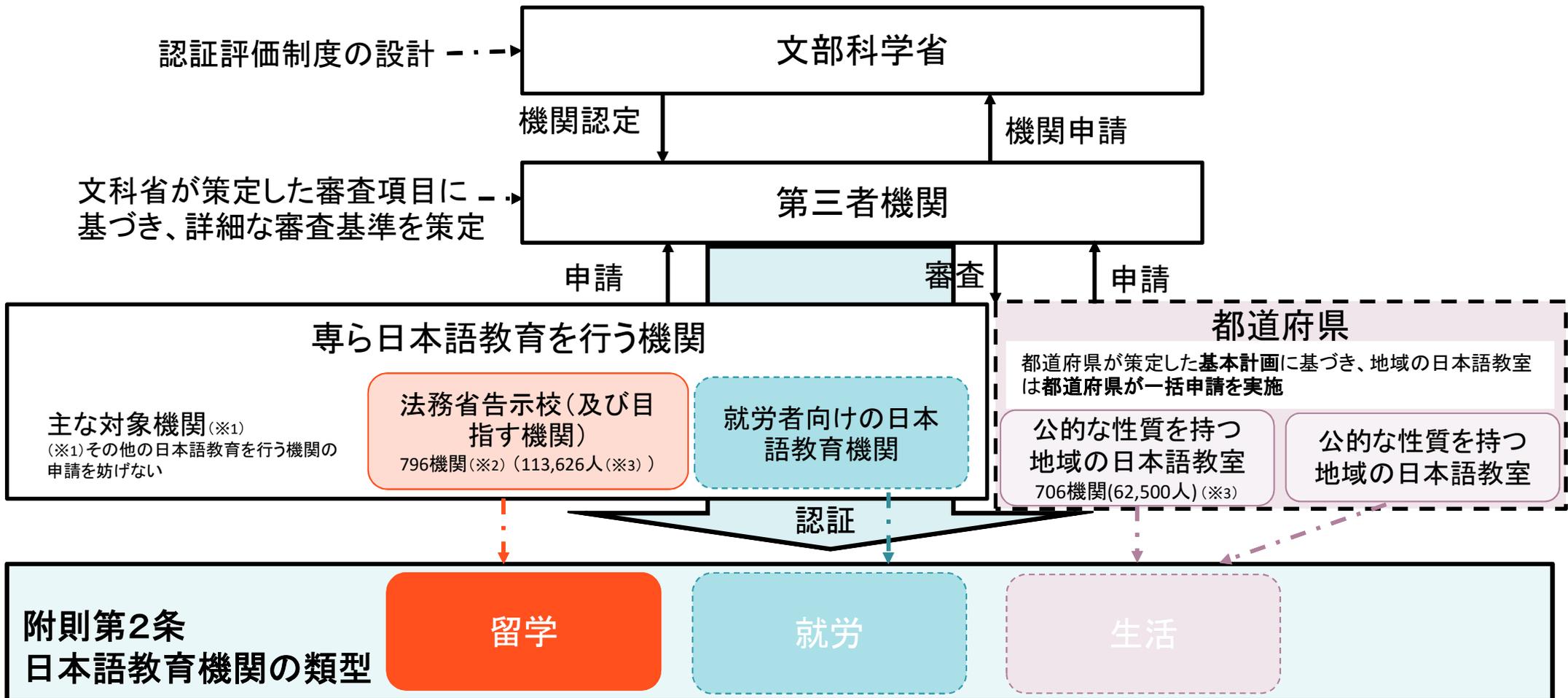


◆附則第2条「日本語教育機関」認証制度の全体イメージ(事務局案)

- ・日本語教育機関の教育水準の維持・向上を目的に、標準的な日本語教育機関の質の担保を図るための制度を設計。
- ・制度の対象となる「日本語教育機関」は、専ら日本語教育を行う機関とし、類型は「留学」「就労」「生活」の三類型。
- ・評価の主な対象としては、「留学」は法務省告示校(及びそれを旨とする機関)、「就労」は就労者向けの日本語教育を行う機関、「生活」は公的な性質を持つ地域の日本語教室を想定するが、その他の日本語教育を行う機関の申請を妨げるものではない。



(※2) 令和2年2月26日時点の法務省告示日本語教育機関数

(※3) 「令和元年度国内の日本語教育の概要」(令和元年11月1日現在文化庁国語課)から引用。

「法務省告示校」は『法務省告示機関』における日本語学習者数、「公的な性質を持つ地域の日本語教室」は『地方公共団体・教育委員会』及び『国際交流協会』における機関数及び日本語学習者数を記載。なお、日本語教育機関全体の機関数及び日本語学習者数は2,542機関(277,857人)。